

第 五 號

案 起	昭 和 十 四 年 八 月 三 日
裁 可	昭 和 十 四 年 八 月 三 日
決 定	昭 和 十 四 年 八 月 三 日
行 施	昭 和 十 四 年 八 月 三 日

内閣官房

書記

内閣官房

昭和十四年八月三日

内閣官房總務課長

内閣情報部長宛

公私生活ノ刷新ニ戰時態勢化スルノ基本方策
並勤勞ノ増進體力ノ向上ニ関スル基本方策

ニ関スル件
標記一件ニ関シ文部次官ヨリ別紙一通回報有之候
條依命及移牒候

藤原結

文 部 省

官社九七號

昭和十四年八月一日

文部次官 石 黒 英 彦

内閣書記官長 太 田 耕 造 殿

公私生活ヲ刷新シ戰時態勢化スルノ
基本方策並勤勞ノ増進體力ノ向上ニ
關スル基本方策ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ本省關係各方面ニ對シ本日別紙寫ノ通通牒致シ
タルニ付此段御了知相成度

文 乙 五

裏面白紙



官社九七號

昭和十四年八月一日

文 部 次 官

直轄各部長

殿

公立大學高等學校長及專門學校長

文部省關係諸團體代表者

神佛

各私立學校校長及宗教團體代表者

基本方針並勸導ノ増進體力ノ向上ニ
關スル基本方針ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ今般國民精神總動員委員會ニ於テ別紙ノ通決定有之タ
ル處右ハ關係各方面ニ於テ研究ノ上實行シ得ルモノヨリ順次之ヲ實行
ニ移スコトニ閣議決定相成タルニ付右御了承ノ上之カ普及徹底方御配
意相成度此段及稱謝

裏面白紙

別紙(一)

公私生活を刷新し戦時態勢化するの基本方策

(昭・一四・七・四)
國民精神總動員委員會決定

時局に照應して政治的、社會的態勢を戦時化する事は此の際各般の方面に亘つて行はねばならぬ。其の中公私生活を刷新して其の戦時態勢化を図ることは各人の努力に依り日常の生活に活かし得る場面多きが故に生活刷新運動として特に強調されねばならぬ。

今や我國の情勢は個人主義的、自由主義的生活態度の弊風を肅正して益々國民的、奉公的生活態度を強化すべき時である。事態は徒に論議に時日を遷延するを許さない。改善の要緊なるものを事の輕重を問はず採り上げ、其の實踐を通じて國民精神の緊張を促さねばならぬ。とりわけ都市に於て其の必要を痛感せざるを得ない。仍つて左の如く具體的に實行せんとする事項を定め、官民相協力し徹底的に實踐に向つて邁進せんとするものである。

一、國民生活日の設定

政府は毎月一定の日を以て國民生活日と定め、特に當日は全國民戦場の勞苦を偲び、強力日本建設に向つて邁進し、嚴肅闊達なる氣分を以て、國民生活綱要に副ひ日本精神を如實に顯現して、自肅自省、之を實際生活の上に具現し、恒久實踐の源泉となす日たらしめること。

二、國民生活綱要の提唱

「舉國一致」、「盡忠報國」、「堅忍持久」の指標の下に國民生活綱要として、特に日々嚴守勵行すべき項目を更に高調し、地方の實情と對象とに應じて之を具體化し其の普及徹底を図ること。

國民生活綱要

- (一) 早起 勵行
- (二) 報恩 感謝
- (三) 大和 協力
- (四) 勤勞 奉公
- (五) 時間 嚴守

- (六) 節約 貯蓄
- (七) 心身 鍛鍊

三、第一期刷新項目

差當り刷新項目として左の事項を採り上げ、強力に實踐に力むることとし、政府は夫々其の所管事項に付適切なる措置を講ずると共に、國民精神總動員中央聯盟は之が普及徹底に努力すること。尙第二期には前記の成績を検討した上更に刷新項目を追加すること。

- (一) 料理店、飲食店、「カフェー」、待合、遊戯場等の營業時間の短縮
- (二) 「ネオンサイン」の抑制
- (三) 一定の階層の禁酒、一定の場所の禁酒
- (四) 冠婚葬祭に伴ふ弊風打破就中奢侈なる結婚披露宴等の廢止
- (五) 中元、歳暮の贈答廢止
- (六) 服裝の簡易化

「フロックコート」、「モーニングコート」の着用は公式の儀禮に限り、其の他は平常服を以て之に代へること
男子學生生徒の長髪廢止

婦女子の「バーマネットウエッグ」其の他浮華なる化粧服裝の廢止

四、徹底方法

公私生活の戦時態勢化を徹底する爲既存の實行組織を整備し、各官公衙、會社、工場等職場毎に、市町村の區、町内、部落等地域毎に、各種團體學校毎に指導督勵の擔任者を定め、國民各個に滲透するやう自ら率先實行せしむると共に指導督勵に當らしめること。

(註) 本基本方策は昭和十四年七月十一日閣議に於て「其の趣意大體相當と認めらるるを以て關係各方面に於ては實行し得るものより順次之を實行に移し以て一層公私生活を刷新し戦時態勢の強化に努むる様措置すること」に決定を見た。

勤勞の増進・體力の向上に關する基本方策 (昭一四・七・一一)
(國民精神總動員委員會決定)

長期建設の新體制を整へ國家の總力を擧げて東亞の新秩序確立に邁進する爲には、銃後勞働能率の増進を期し國家の人的資源の増強を圖ることが最も根本的な重要問題である。之が爲には何よりも先づ勤勞を通じて國に報ずるの國民的信念を作興し、一方國家的見地より確固たる保健國策を樹立して亡國的疾病の徹底的撲滅を期し、更に進んで國民體力の鍊磨向上に努め、以て民族發展の根基を培ひ今次聖戰の目的を貫徹する根源を培養しなければならぬ。

斯かる見地から左の如き基本方策を樹立し、國の施策に屬するものに就ては政府に對して之が實現を要望し、然らざるものに就ては、國民精神總動員中央聯盟の協力によつて之が實行に邁進せんとす。

一、勤勞増進の方策

1. 勤勞報國精神の作興
勤勞を尊び歡喜を以て勤勞に勵み、勤勞を通じて國恩に報ずるの國民的信念を全面的に作興すること。
2. 勤勞の倍加
就業中は各自が戰場に在るの心構を以て勤勞の倍加を圖る風潮を振起すること。
3. 青年勤勞奉仕制度の確立
一定年齢の男子青年に對し一定期間國民的義務として共同自營の勤勞奉仕生活を體驗せしめること。
4. 學生生徒兒童の集團的勤勞作業を擴充強化すること。
(イ) 先づ師範教育に於て勤勞慣性教育を徹底強化すること。
(ロ) 集團的勤勞作業を臨時的なるものより組織的なるものへ強化すること。
5. 婦人にして餘暇ある場合殊に未婚女子青年に對し其の環境に従ひ銃後の勤勞奉仕作業を行はしめる方途を講ずること。

二、體力向上の方策

1. 一般の方策
(イ) 生活科學研究機關の設置
皇國振の生活、興亞の現時局に即應せる合理的科學的生活を確立する爲の研究調査機關として國立の生活科學研究機關を設置すること。
(ロ) 醫道の振作・醫師制度の改善
醫師をして一層保健國策の線に沿はしめる様醫道の振作、醫師制度の改善を斷行すること。
2. 保健衛生に關する方策
(イ) 國民の保健衛生思想を一層向上徹底せしめる方途を講ずること。
母性、乳幼兒の健康増進を旨して徹底的對策を講ずること。
(ロ) 學校に於ける入學試験制度の改善を斷行すること。
(ハ) 禁酒禁煙、節酒節煙の勵行を期すること。
(ニ) 國民營養の改善を圖り且消化器疾患の根絶を期すること。
(ホ) 結核撲滅の國民運動を起すこと。
3. 鍛鍊に關する方策
(イ) 武道の振興を圖ること。之が爲には精神の鍛鍊を第一義とし武道教師も技術と共に精神の優れたる者を養成すること。
(ロ) 國家に於て武道教師及體育指導者の養成をなすこと。
(ハ) 相當多人数を擁する工場會社等には體育指導の専任者を設置せしむること。
(ニ) 都會に於ては團體行進、團體體育及健全なる團體娛樂を盛にすること。
(ホ) 農村に對してはこれに相應しい鍛鍊方法を考案して行はしめること。